## 特集

# 最低賃金の引き上げと最低賃金審議会の役割

<sup>あじむら ひろゆき</sup> 藤村 博之

法政大学大学院・イノベーション・マネジメント研究科・教授

## 2008年の地域別最低賃金引き上げ

今年の地域別最低賃金は、6月30日に厚生労働 大臣から出された諮問を受け、中央最低賃金審議 会で審議を重ねた結果、8月6日に公益委員見解 としての目安が出された。引き上げ額は、平均で 15円程度となる見込みである。例年だと「平均 円」と示されるのだが、今年は「程度」という表 現が使われた。それは、各都道府県の最低賃金審 議会が生活保護との差をどう埋めるかによって全 体平均が変わってくるためである。

今年の地域別最低賃金の目安を審議するに当たって、考慮すべき点が3つあった。一つは、最低賃金法の改正である。2008年7月1日に施行された改正最低賃金法は、次のような特徴を持っている。

- (a) 地域別最低賃金のあり方について
  - ・各地域ごとの最低賃金額の設定が、任意的設 定から必要的設定(義務化)された
  - ・労働者が健康で文化的な生活を営むことがで きるよう、生活保護との整合性も考慮するよ

#### う決定基準を明確化した

- ・地域別最低賃金を守らなかった場合の罰金の 上限を2万円から50万円に引き上げた
- (b) 産業別最低賃金のあり方について
  - ・産業別最低賃金については、関係労使の申し 出により決定する(任意的設定)
  - ・産業別最低賃金については、最低賃金法の罰 則は適用しない
  - ・労働協約の拡張適用による最低賃金の廃止
- (c) その他
  - ・派遣労働者について、派遣先の地域(産業) の最低賃金が適用されるように整理

これらの中で、今回の審議に最も大きな影響を与えたのは「生活保護との整合性」であった。 働くよりも生活保護をもらった方が収入が多くなる状態を解消することが法律で求められたのである。生活保護の水準をどう取るのかが大きな論点となった。

審議に当たって考慮しなければならなかった 2つ目の点は、官邸に置かれている成長力底上 げ戦略推進円卓会議の合意である。中小企業の 生産性向上と下請取引の適正化を指摘した上 で、最低賃金について次のような合意がなされ た。

「最低賃金については、賃金の底上げを図る趣旨から、社会経済情勢を考慮しつつ、生活保護基準との整合性、小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準との均衡を勘案して、これを当面5年間程度で引き上げることを目指し、政労使が一体となって取り組む。」

生活保護だけではなく、小規模事業所の高卒 初任給も目指すべき水準として明記された。

考慮の第3点は、2008年の賃金引き上げ実態である。厚生労働省は、毎年6月1日時点の賃金改定状況を全国約4000社について調査し、昨年と比べてどの程度賃金が上がったか(あるいは下がったか)を明らかにしている。今年もこの実績が参考にされた。

以上の3点を勘案しながら審議は進められたが、景気情勢が急速に悪化してきたこともあって、労働側の主張と使用者側の主張の隔たりは

大きく、目安を示すまでに時間を要した。

## 生活保護との整合性

改正最低賃金法が求めている生活保護との整合性については、「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」(http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/08/dI/s0806-8a.pdf)にあるように、労働側と使用者側の主張が真っ向から対立した。論点は4つである。 生活保護の基準額として算入すべき項目、 時間あたり賃金を計算するための労働時間、 各都道府県を6つの地域に分けて決められている生活保護水準のうちどの地域の水準を採用するのか、 生活保護と最低賃金の乖離を解消する期間。表1は、労働側と使用者側の主張をまとめたものである。

表 1 生活保護の水準に関する労使の意見

論点	労働側	使用者側		
生活保護基準額算定項目	18歳単身の生活扶助の第1類費、第	単身者の生活扶助の第1類費、第2類		
	2 類費、住宅扶助、期末一時扶助を	費、住宅扶助の合計。期末一時扶助		
	加える。	は含めない。		
労働時間	一般労働者の所定内労働時間	法定労働時間		
生活保護の地域	県庁所在地	人口の加重平均		
乖離解消の期間	単年度	経済情勢を見ながら複数年で		

生活保護のために支給される保護費は、最低生活費をもとに計算される。最低生活費は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助などから成っており、生活扶助は食事等個人単位の経費である第1類費、光熱費等世帯単位の経費である第2類費、障害加算や母子加算などの各種加算、期末一時扶助などによって構成されている。

各都道府県が6つの地域に分けられているため、 最低生活費の金額は都道府県ごとに6つ存在して いる。

労働側は、最低賃金をできるだけ速やかに一定 の水準に引き上げたいという長期目標を持ってい るので、最低生活費は高い方の水準を主張し、労 働時間は短い方を主張した。他方、厳しさを増す 経済情勢の中でできるだけ低い上げ幅に抑えたい 使用者側は、最低生活費は低く、労働時間は長い 方を取るように主張した。

両者の主張を勘案しながら、公益委員は、若年 単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平 均に住宅扶助の実績値を加えたものを最低生活費 とし、法定労働時間を使って時間あたり賃金を計 算するのが適当であるという見解を出した。これ によって、今年の最低賃金を審議する上で考慮す べき3要素のうちの一つが一応の決着をみた。

次に問題になるのは、最低賃金が生活保護水準を下回っている12の都道府県が、どれくらいの期間をかけて差の解消を図っていくかである。最も乖離額の大きかったのは神奈川県(89円)であり、第2位が東京都(80円)第3位が北海道(53円)と続き、乖離が最も小さかったのは秋田県の9円であった。神奈川県や東京都、北海道が単年度で乖離を解消できると考えるのは現実的ではないので、公益委員は次のような見解を出し、各都道府県の最低賃金審議会に決定をゆだねた。

「残された乖離額について、原則として2年以内に解消することとし、そうした場合に、今年度の引上げ額が、これまでに例を見ないほどに大幅になるケースについては、3年程度でこれを解消することが適当と考える。ただし、こうした考え方に基づいてもなお、地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼすおそれがあるケースについては、5年程度でこれを解消することが適当と考える。

なお、具体的な解消期間及び解消額については、 地域の経済・企業・雇用動向等も踏まえ、地方最 低賃金審議会がその自主性を発揮することを期待 する。」

## 賃金の「底上げ」

成長力底上げ戦略推進円卓会議での合意は、昨年も最低賃金の決定に大きな影響を与えた。2006年までは「賃金改定状況調査」の結果をもとに議論されていたのだが、2007年は成長力底上げ戦略推進円卓会議から賃金の「底上げ」が求められ、全国平均で14円という近年にない上げ幅になった。今年は、合意文書の中に「小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準との均衡」という表現が盛り込まれ、生活保護の水準をクリアした後に目指すべき目標が示された。

2008年5月15日に開催された第5回円卓会議に提出された資料を見ると、高卒初任給の水準として次のような意見が出されたことがわかる。

( http://www.kantei.go.jp/jp/singi/seichou2/
dai5/sankou5.pdf )

(案の2)「高卒初任給」への引上げを目指す考 え方

- 一般的に、常用雇用者として最も賃金が低い 初任給の水準を考慮して、高卒初任給の水準 への引上げを目指す考え方
- ・一定期間をかけて、高卒初任給の水準への引上 げを行う

#### (参考)高卒初任給

(18年)・平均 914円・最も低位の分類 720円 (19年)・平均 927円・最も低位の分類 740円 円卓会議のメンバーの中には、諸外国の最低賃 金と比較しながら、1000円程度が適当であるとい う意見を持っている人もいる。仮に時給1000円だ として、年間2000時間働いても200万円である。 税金や社会保険等の負担を考えると、家族を養っ ていくには決して楽な水準ではない。

国名	決定方式	最低賃金額	決定時点	
アメリカ	法定方式	時給590円 <sup>1)</sup>	2007年7月	
イギリス	審議会方式	時給1,115円	2007年10月	
フランス	審議会方式	時給1,321円	2007年7月	
オーストラリア	審議会方式	時給1,281円	2007年10月	
オランダ	審議会方式	月額206,058円	2007年7月	
カナダ	審議会方式	時給729~855円 <sup>2)</sup>	2007年10月	
ニュージーランド	審議会方式	時給911円	2007年4月	
ベルギー	中央協定3)	月額196,983円	2007年1月	
ルクセンブルグ	政府決定	月額245,686円	2007年1月	
日本	審議会方式	時給687円	2007年8月	

表 2 主要先進国の最低賃金

(参考)ドイツ、イタリア、オーストリア、スイス等は法定最低賃金はなく、労使協約等によって決められている。 (注)

- 1)アメリカは、連邦最低賃金引き上げが盛り込まれたイラク戦費法案を2007年5月に上院・下院それぞれが可決し、同月25日に大統領が署名して成立した。成立より60日後(7月24日)に5.85ドル、それより1年後に6.55ドル(660円)、さらに1年後に7.25ドル(731円)に引き上げられる。
- 2)カナダの最低賃金は州ごとに決められるため幅がある。
- 3)ベルギーの最低賃金は、法的拘束力のある労使の中央協定で決められている。

#### (表作成上の留意点)

- a) 煩雑さを避けるために、2008年3月の為替レートで円換算した金額のみを表示した。
- b)アメリカは、州別最低賃金が定められており、その金額は202円から799円である(2007年7月)。表に示した連邦 最低賃金が適用されるのは、州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する労働者、年商50万ドル以上の企業 に雇用される労働者等に限られている。
- (出所)首相官邸に置かれている成長力底上げ戦略推進円卓会議第6回会合(2008年6月20日開催)に提出された資料 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/seichou2/dai6/sankou.pdf

表 2 は、先進主要国の最低賃金をまとめたものである。本年 6 月20日に開催された円卓会議に提出された。この表を見ると、時給1000円という数字が「国際相場」であるように見える。しかし、円換算した金額は為替レートによって変動するので、平均賃金との比率を見た図 1 の方が客観的だと考えられる。この図で見ると、日本の最低賃金は平均賃金の36.5%であり、24カ国中16位である。決して高い水準だとは言えない。もう少し上げた

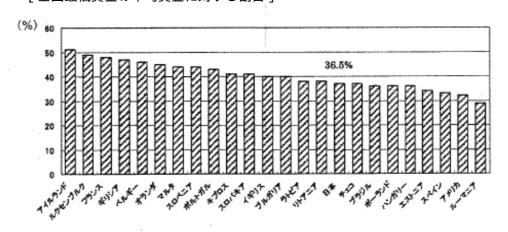
方がいいのではないかという意見が出てくるのももっともである。ただ、最低賃金には適用除外という制度があり、諸外国はその対象割合が日本に比べて大きいと言われている。最低賃金を高くすれば問題は解決するという単純な構図にはなっていないようである。

最低賃金の水準を議論するときには、未満率と 影響率に注意を払わなければならない。未満率と は、最低賃金以下で雇われている労働者の割合で あり、影響率は、最低賃金額を上げた結果、どれだけの雇用労働者が新しい最低賃金額を下回ることになるかを示す数字である。表3には、2001年から昨年までの未満率と影響率が示されている。

期間を通して、前年の影響率を今年の未満率が下回っていることがわかる。これは、最低賃金の

引き上げが賃金の下支えになっていることを示している。ただ、昨年は、「底上げ」によって例年にない上げ幅だったため、影響率が2.2%になった。今年の未満率がどの程度になるかによって、「底上げ」の効果を判定することができよう。

図1 諸外国の最低賃金の水準[全国最低賃金の平均賃金に対する割合]



- (注) ベルギー、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガルは 2002 年、ブラジル、フランスは 2003 年、 アメリカは 2005 年、その他は 2004 年。
- (資料) "Key themes in global industrial relations: Minimum wages and relocation of production"2006.

  European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions

  (※数#委員会の独立機動)

表3 未満率と影響率

(%)

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
未満率	1.2	1.9	1.6	1.5	1.4	1.2	1.1
影響率	1.8	1.9	1.6	1.5	1.6	1.5	2.2

(出所)厚生労働省『最低賃金に関する基礎調査』

# 最低賃金が意味するもの

最低賃金は、民間企業の賃金改定の状況を参考

にしながら上げ幅が議論されてきた。2000年以降の賃金停滞を反映して、最低賃金の引き上げ額も、全国加重平均で最高が2000年と2006年の5円、最低が2002年の0円と低く抑えられてきた。今年も、賃金改定状況だけを基準として決めたとすれば、

5 円程度の引き上げ額になっていたと考えられる。しかし、昨年から、「成長力底上げ」という 名の下に異なる考え方が導入され、引き上げ額が 一挙に大きくなった。

最低賃金は、高ければ高いほどいいというものではない。賃金が高くなることは、労働需要にマイナスの影響を及ぼし、経済全体を停滞させるかもしれないからである。では、低ければいいかというとそうでもない。賃金は購買力の源泉であり、人々が働いて得たお金が個人消費を支えているか

らである。将来に向かって賃金が増えていくと予 測できれば消費は増えるが、停滞か減少という予 想が主流を占めると、人々は貯蓄に走り、お金を 使わなくなる。結局、どこでバランスさせるかが 重要になってくる。労働需要と供給の綱引きを見 ながら最適な水準をさがしていくことが、中央と 地方の最低賃金審議会の責務である。この役割は、 大きくなることはあっても小さくなることはない だろう。

次号の特集は

「高齢者雇用の現状と課題(仮題)」の予定です